

ぎふし農業委員会だより



西郷小学校の田植え体験



島小学校の枝豆収穫体験



1からの農作業～収穫体験サツマイモの定植

令和六年度岐阜市農業委員会
農業振興対策〈重点事業計画〉
岐阜市農業委員会では重点事業計画を策定し、
関係機関・団体と連携して次の重点目標を推進します。

1 担い手の育成と 農地利用集積等の推進

・農地中間管理事業を活用し、中心となる担い手への農地集積をするとともに、新たな担い手の掘り起こし活動を行います。また、「人・農地プラン」から「地域計画」として令和7年3月までに策定し取り組んでいきます。

2 遊休農地の発生防止と解消

・農地利用状況調査を実施するとともに、啓発活動を行います。
・農地所有者への個別指導及び担い手農家への斡旋、各地区農政推進委員会の活動を通して遊休農地の解消に努めます。

3 食農教育の定着と普及推進

・農業委員会、各地区農政推進委員会が中心となり、教育関係者、JAぎふ、農業関係者の協力を得て食農教育を推進します。
・小学生を対象に農作物の栽培、収穫等の機会を提供し、市内全小学校の参加を目標として取り組みます。

地域計画とは?

岐阜市では、現在、地域計画の策定とその実行に向けて取り組んでいます。

地域計画とは、農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

おおむね10年後を見据え、担い手、農地所有者などを交えて、話し合うことが重要となります。地域の農業をどのように維持・発展させていくか地域のみなさんで一体となって話し合いましょう。担い手がいない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。

農林課 農務係 TEL : (058)214-2079

目標地図の素案を作成しています

地域計画の作成にあたっては「目標地図」が必要になります。

目標地図とは、地域の話し合いの結果や、農地の出し手・受け手の意向を踏まえて、将来、「誰が」、「どの農地」を担っていくのかを地図として明確にしたものです。

現在、市内25地区の地域で話し合いを進めており、年内には目標地図の素案が完成するよう作成を進めています。引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いします。

※目標地図はあくまでも将来の目標になります。目標地図に記載されたからといって、農地の所有権等の権利が設定されるものではありません。

岐阜市農業委員会事務局 TEL : (058)214-2074

農地中間管理事業をご利用ください

農地中間管理事業とは、農地の貸し借り等を行うための制度です。「農地中間管理機構」が農地の所有者、耕作者とそれぞれ農地の貸し借り等の契約を結び、パイプ役を務めます。

耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸し付けを行う事業です。

受け手のメリット 個々の所有者と交渉する必要がありません

出し手のメリット 公的な機関なので、安心して農地を貸し付けることができます。

※事業のご利用をお考えの方は、岐阜市経済部農林課(TEL : 058-214-2079)または、JAぎふ各支店までお問い合わせください。



「ぎふベジ」

岐阜市近郊の5市3町(岐阜市・羽島市・山
県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡北方町・羽島郡

・笠松町・羽島郡岐南町)で採れる安全・安心

にこだわり抜いた特産農産物を愛称「ぎふベジ」と呼び、より
多くの皆様に親しんでもらうための取り組みを行っています。

ぎふベジは“旬の時期に食べられるおいしい地元の野菜”
そんな身近なブランドを目指し、ホームページやSNS、各種
イベントでPRしていきます。



ぎふベジホームページ



ぎふベジInstagram



ぎふベジFacebook

岐阜市経済部農林課園芸係 TEL : 058-214-2079

有機肥料「椿」を使ってみませんか?

「エコプラント椿」では、養鶏農家から出る鶏ふん、
畜産センター公園から出る家畜ふん、小中学校から
出る給食の残さ等を混合、発酵させた有機肥料「椿」
を生産しています。一度お試しください。

1袋(15kg) 330円(税込)

100袋以上 260円(税込)



【問い合わせ・取扱先】

岐阜市畜産センター公園

〒502-0801岐阜市椿洞776番地4

TEL : 058-214-6333

野外焼却(野焼き)はやめましょう

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法
律」により、一部の例外を除き禁止となっています。

例外とされる
焼却行為

☆畑作物、稲わら、もみ殻、あぜ草
(マルチや段ボール等の廃棄物は焼却禁止)

☆正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事

例外とみなされるものであっても、火災にならないよう、また、煙や
灰が近所迷惑にならないように気をつけましょう。また、周辺に対し
迷惑となる場合は中止をお願いすることがあります。

岐阜市経済部農林課 TEL : 058-214-2079

農薬散布に気をつけましょう!!

住宅地内に隣接した農地では、できるだけ農薬を
使用しない管理を心がけましょう。やむをえず農薬を
散布する場合は、飛散防止に努め、散布することをま
わりの住民に伝える等、日頃から地域のコミュニケー
ションを密にしておくことが重要です。

岐阜市経済部農林課 TEL : 058-214-2079

岐阜市産業・農業祭 ～ぎふ信長まつり～ (第12回岐阜市農業まつり)

開催日時 令和6年11月2日(土)・3日(日)
午前10時～午後4時まで(荒天時中止)

開催場所 JR岐阜駅北口駅前広場周辺

内容(予定) 地産地消飲食提供コーナー・物販コー
ナー・催し物コーナー・体験コーナー
(しめ縄教室、木工教室など)・地産地消
体験コーナー・ステージイベント他



岐阜市農業まつり実行委員会 TEL : 058-214-2079

農業者年金に 加入しませんか?

◎積み立て方式の年金で財政的に安定した
制度です。

◎60歳未満の国民年金の第1号被保険者
で、年間60日以上農業に従事している方な
ら誰でも加入できます。

※令和4年5月1日から60歳以上65歳未満で、国民年
金の任意加入者も加入できるようになりました。

◎終身年金で80歳までの保証つきです。

◎保険料の額は2万円(35歳未満で政策支
援加入の対象とならない方は1万円)から6
万7千円までの間で、千円単位で自由に選
べます。

◎税制上の優遇措置があります。

◎一定の要件を満たす農業の担い手には保
険料補助があります。

加入の届出はJAぎふ各支店窓口へ

ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」

岐阜市・羽島市・山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡北方町・羽島郡笠松町・羽島郡岐南町の5市3町では、地元で生産された農産物などを積極的に取り扱う飲食店や販売店、食品加工所などをぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」として認定し、地産地消の取り組みを市民の皆さんに紹介しています。現在170店舗を認定しています。ぜひ、「ぎふ〜ど」認定店で地元の味覚をご堪能ください。

当市ホームページにて認定店舗一覧をご覧ください。

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nougyou/1005828/1005834.html>

岐阜市経済部農林課園芸係 TEL: 058-214-2079

2025年 農林業センサスに ご協力ください

令和7年2月1日時点の営農状況を調査する「2025年農林業センサス」が全国一斉に実施されます。

この調査は、“農林業の国政調査”にあたるものであり、今後の農林業政策の企画・立案・推進に役立てるため5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

農林業を営んでいる皆様のごところに、令和6年12月中旬から調査員が訪問して、農林業の経営状況などの聞き取りや調査票へのご記入を依頼しますので、ご協力をお願いします。



岐阜市経済部経済政策課 TEL: 058-265-3896

令和6年 秋の農作業安全確認運動

運動期間 令和6年9月～10月

内容 秋の農繁期を迎え、農業機械を多く使用するこの時期には農作業事故が多発します。

全国では、毎年250件前後の死亡事故が発生しており、岐阜県では、令和4年度は7件の死亡事故が発生しています。死亡事故の半数はトラクターによる事故です。トラクターには安全フレーム・安全キャブを装着し、シートベルトを着用しましょう。

草刈作業による事故が増えています。防護めがね・すね当てなどをつけ、十分注意して農作業を行ってください。

岐阜市経済部農林課 TEL: 058-214-2079

用水路に草や農産物等が落ちないように 注意しましょう

草や農産物等によって、用水路が詰まる事があります。草刈り等の際、草が用水路へ落ちないように配慮しましょう。

また、農産物や廃棄物等についても用水路へ落ちないように適切な管理をしていただくようお願いいたします。

農業の地域活動に対して 支援します ～多面的機能支払交付金～

農業振興地域内農用地を中心とした地域では、農林水産省の推進する多面的機能支払交付金を活用し、草刈・泥上げ等の地域の共同活動に対する支援を受けることができます。

【岐阜市内で活動している組織数】(令和6年度)

●農地維持支払制度 12組織

水路や農用地の草刈、泥上げ、遊休農地発生防止のための保全管理活動

●資源向上支払制度(共同活動)8組織

水路等の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の機能診断等

●資源向上支払制度(長寿命化のための活動)5組織

水路等施設の長寿命化のための補修・更新

※この交付金の活用をお考えの方は、岐阜市経済部農地整備課(TEL:058-214-2071)へお問い合わせください。

令和6年9月15日発行 第115号 ◆編集発行／岐阜市農業委員会事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 ☎058(214)2073・2074

E-mail nougyou-c@city.gifu.gifu.jp URL <https://www.city.gifu.lg.jp/business/nougyou/1006005/index.html>